

議案第101号

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、東市民センターの新築移転に伴い、その位置を改めるとともに、使用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例

福岡市立市民センター条例（昭和52年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市立東市民センターの項中「香住ヶ丘一丁目」を「千早四丁目」に改める。

別表第2 1 ホール使用料の表福岡市立東市民センターのホールの項中「3,400」を「5,500」に、「13,600」を「22,000」に、「17,000」を「27,500」に、「30,600」を「49,500」に、「34,000」を「55,000」に改める。

別表第2 2 視聴覚室等使用料の表中

福岡市立東市民センター	視聴覚室	円 1,450	円 2,800	円 2,650	円 4,000	円 5,150	円 6,050	を
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850	
	実習室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600	
	研修室	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150	
	第1会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850	
	第2会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850	
	第3会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000	
	和室	450	650	600	950	1,200	1,350	

福岡市立東市民センター	視聴覚室	円 1,450	円 2,800	円 2,650	円 4,000	円 5,150	円 6,050
	第1実習室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第2実習室	1,300	2,450	2,350	3,500	4,500	5,300
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	4,650
	第3会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	第1和室	350	550	500	750	950	1,100
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
	第1多目的室 (大楽屋)	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第2多目的室 (中楽屋A)	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第3多目的室 (中楽屋B)	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350

に改め、

同表備考第6項を次のように改める。

6 基本セットとは、教育委員会規則で定めるホールの付属設備をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(施行日前における利用の許可等)

2 前項の規定に基づく教育委員会規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、同日以後の福岡市立東市民センターの利用について、この条例による改正後の福岡市立市民センター条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。